

意見募集案件	北広島市建築物エネルギー消費性能向上計画等認定等申請手数料徴収条例の改正について
担当課	建設部建築課 電話 011-372-3311 内 4205

意見募集期間	令和 3 年 4 月 1 日(木) から 令和 3 年 5 月 6 日(木) まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(建設部建築課)及び各出張所 ◇エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館(本館)、中央公民館 ◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 4 月 1 日号(概要のみ)
意見の提出方法 ・提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。) <p>建設部建築課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-0840 電子メールアドレス: ken@city.kitahiroshima.lg.jp</p>
検討結果の公表 予定時期	令和 3 年 6 月頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正により北広島市建築物エネルギー消費性能向上計画等認定等申請手数料徴収条例を改正するものです。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別紙「北広島市建築物エネルギー消費性能向上計画等認定等申請手数料徴収条例の改正について」のとおり</p> <p>(3) その案の根拠となる法令の規定 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条、第 12 条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第 4 条</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 改正後は、建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定を受けなければならない場合は、所定の手数料を納めなければなりません。</p> <p>(5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報) 北海道建設部手数料条例、千歳市手数料徴収条例等</p>
対象となる政策等 の原案	別紙「北広島市建築物エネルギー消費性能向上計画等認定等申請手数料徴収条例の改正について」のとおり
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント後のスケジュール <p>令和3年市議会第 2 回定例会に提案予定</p>